

盛岡広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年3月10日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1（1）路線名 紫波インター線
  - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町北日詰字下藪81番1地先から99番2地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成27年3月10日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成27年3月10日から同年4月10日まで
- 2（1）路線名 古館停車場線
  - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町高水寺字古屋敷63番1地先から63番9地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成27年3月10日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
    - イ 期間 平成27年3月10日から同年4月10日まで